

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定によつて、三次市から、三次圏都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一
項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法
第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市局都市政策課において縦覧に
供する。

平成二十二年四月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦